

令和5（2023）年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業

# ひとり親家庭支援のための相談対応事例集

～相談対応のポイントを掴む、離婚前相談から自立支援の17事例～

令和6（2024）年3月



## <目次>

はじめに	- 1 -
<b>No.1 精神的 DV での離婚の相談支援を行ったケース</b>	<b>- 2 -</b>
(KEYWORD : 離婚前相談、モラルハラスメント、養育費等の交渉、離婚準備)	
<b>No.2 精神的 DV を受ける母と障害児を支援したケース</b>	<b>- 4 -</b>
(KEYWORD : 離婚前相談、離婚手続き、DV、こどもの障害)	
<b>No.3 他自治体からの転入で離婚手続きを支援したケース</b>	<b>- 7 -</b>
(KEYWORD : 離婚前相談、こどもの障害、離婚手続き、DV、虐待、親子交流)	
<b>No.4 離婚前から就職・住まいを支援したケース</b>	<b>- 10 -</b>
(KEYWORD : 離婚前相談、養育費、返還の見込みが立たない貸付相談、住まいの安定)	
<b>No.5 夫の暴力からの保護等を経て母子を支援したケース</b>	<b>- 12 -</b>
(KEYWORD : 生活困窮、DV、虐待、離婚前相談、発達障害、知的障害、こどもの問題行動)	
<b>No.6 夫のアルコール依存症による暴力で離婚準備したケース</b>	<b>- 14 -</b>
(KEYWORD : 離婚前の意思決定、離婚準備、アルコール依存症、こどもの問題行動)	
<b>No.7 DV から逃れてきた母子の避難を支援したケース</b>	<b>- 16 -</b>
(KEYWORD : 離婚の意思決定、DV、シェルター、病気)	
<b>No.8 内縁の夫から離れて母子での生活を支援したケース</b>	<b>- 18 -</b>
(KEYWORD : 生活困窮、内縁関係、児童虐待、母子生活支援施設)	
<b>No.9 特定妊婦だった母の生活や育児を支援したケース</b>	<b>- 20 -</b>
(KEYWORD : 特定妊婦、母子生活支援施設、知的障害)	
<b>No.10 夫と死別し自閉症の子を育てる母を支援したケース</b>	<b>- 22 -</b>
(KEYWORD : 死別、こどもの障害、養育支援訪問事業、家事支援)	

**No.11 日常生活能力に課題があり暮らしを支援したケース…………… -24-**

(KEYWORD : 生活困窮、住まいが不安定、発達障害)

**No.12 複数の債務がある母を支援したケース…………… -26-**

(KEYWORD : 生活困窮、貸付金、発達障害)

**No.13 精神疾患を抱え、夫と離婚した母を支援したケース…………… -28-**

(KEYWORD : 精神疾患、信頼関係の構築、社会復帰)

**No.14 精神疾患がある母と、こどもを支援したケース…………… -30-**

(KEYWORD : 精神疾患、発達障害、不登校、家事援助、生活困窮)

**No.15 学校での困難や資格取得・就職を支援したケース…………… -32-**

(KEYWORD : 資格取得、就職、親子交流)

**No.16 制度を活用して、こどもの進学を支援したケース…………… -34-**

(KEYWORD : こどもの進学、貸付金、修学支援)

**No.17 こどもの大学進学のため、養育費の請求をしたケース…………… -36-**

(KEYWORD : 生活困窮、養育費、こどもの学費、奨学金)

## はじめに

母子及び父子並びに寡婦福祉法では、都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）及び福祉事務所設置町村長が、社会的信望があり、かつ、その職務を行うに必要な熱意と識見を持っている者のうちから、母子・父子自立支援員を委嘱するものとしています。

現在、全国で1,788人（令和3年度末）もの母子・父子自立支援員が、日々、ひとり親家庭の多岐にわたる相談にあたっています。また、母子・父子自立支援員以外にも、ひとり親家庭から相談を受ける窓口は数多くあります。

様々な相談のなかには、ひとり親家庭のニーズや状況把握が難しいケース、信頼関係の構築に時間を要するケース、専門的な知識・スキルを必要とするケース、中長期的な支援が求められるケースなどがあり、多くの支援者の方々が現場で試行錯誤しながら相談支援に取り組んでいます。

そこで、私たちは、支援者の方々の一助となることを目指して、全国の母子・父子自立支援員にご協力いただき、複雑な課題を抱えるひとり親家庭に対して、どのようなプロセスを経て、どのような支援を行ったのかを示す相談対応事例集を作成しました。

掲載している事例は、すべて理想的に解決したケースばかりではありません。今も継続的に支援を行っているケースもあれば、今後再び課題に直面するケースもあるかもしれません。それでも、1つ1つのケースに、相談者とともに、真摯に向き合ってきた支援者が存在し、どうしたら相談者やその家族の問題が解決できるか、どうしたらより良かったかを考え続けています。

実際のケースでどう対応するべきか迷った時や困難に直面した時、新しい支援者が相談対応にあたる時などには、ぜひ本事例集を手にとってみてください。母子・父子自立支援員、婦人相談員（改正後、女性相談支援員）、家庭相談員等の皆さまが、これから相談支援にあたる時の心構えや課題解決のヒントに少しでもつながれば嬉しく思います。

ひとり親家庭への支援は、相談者に寄り添い、共に考え、今後の人生を応援することができるとても素晴らしい仕事です。しかし、同時に様々な課題を抱えるケースに苦慮することもある大変な仕事です。だからこそ、日々の業務にあたる際には、支援者自身のケアが大切であることも心に留めて頂きたいと願っています。

なお、本事例集で掲載している事例は、個人情報保護等の観点から複数の相談対応事例をもとに編集した架空の内容です。現場で広く周知いただき、支援者の皆さまの研鑽にご利用いただければ幸いです。

「ひとり親家庭支援における相談対応事例集の作成」  
検討委員会・事務局

## No.1 精神的 DV での離婚の相談支援を行ったケース

【ケース概要】夫からモラルハラスメントなどの精神的な DV を受け、離婚したい意思のある 30 代女性。相談者本人と子どもの安全を確保しながら夫へどう意思表示するか、養育費等をどう協議していくかなどについて相談支援を行った。相談者本人の気持ちの揺れを受け止めながら、面談を重ねて意思決定したケース。

**KEYWORD** : 離婚前相談、モラルハラスメント、養育費等の交渉、離婚準備

### ◆相談内容・相談者の置かれた環境

- 世帯構成：相談者本人（30 代女性）、夫（30 代）、第 1 子（2 歳）、第 2 子（0 歳）
- 夫からのモラルハラスメント・精神的な DV により、相談者本人が離婚したい気持ちが募って相談にきた。離婚後の住まいや自身の就労、保育園の申込み、一緒に住んでいる夫とどう話し合いをするか、どんなふうに離婚を進めていけばいいかについて相談を受けた。
- 相談者本人は、在宅での子育て中で仕事はしておらず経済的に自立ができない状態だった。他自治体に相談者本人の母親がいるが、障害のある妹の介護で忙しく、実家を頼れない状況に置かれていた。

### ◆支援プロセス

- 相談者本人は、離婚の意思ははっきりしていたが、離婚後どんな生活方法があるのか、どのような順番で養育費・生活費・慰謝料などを決めていくべきか、といったことについて知識がなく悩んでいた。
- 相談者本人が混乱していたので、まずは 3 日に一回の電話・来所相談など**頻繁に連絡をとりあう**ようにした。**優先すべき事項が何か、あるいは、ゆっくり考えていいことは何か**を一緒に話したり書き出したりして整理した。相談者の頭を整理し、身の危険はないか、同じ家にいて話し合える状態か、何をどこで出すかを一緒に検討した。**最優先でやりたいことについては、相談者本人から引き出すように心がけた【ポイント・専門的助言へ】。**
- 相談者本人との検討を経て、「離婚の意思を夫に伝えよう」ということになった。夫に伝えたあと、どんな反応を示すかわからない恐怖があったので、支援員からは相談者本人の母親に一度相談することを助言した。身内の協力が無いというのは意外に相談者本人の思い込みだけという場合もあるためである。相談者本人は、母の協力を得るのは絶対無理だと言っていたが、支援員の根気強い対応で話してみたら、一時的な同居なら可能だと言ってもらえた。そこで、一時、**相談者本人と子どもは、実家に身を寄せて、その時に夫に対して離婚の意思を示し**、それでうまくいかなければ調停に進むこととした。
- そこで、相談者本人は、子どもと自宅を出てからメールで夫に離婚の意思を伝えた。夫は、最初は「別にいいよ」と同意していたが、離婚後の養育費や生活費の話をした時に離婚をしぶり始めた。夫から、生活費をきちんと渡すから離婚はしないでもらえるか、と言われて相談者の気持ちは揺れた。
- 支援員は必ずしも離婚を勧める立場ではないため、**相談者本人の気持ちがどこにあるか面談を重ねて意思決定がされるまで待った**。最終的には、相談者本人は、今までの様々な積み重ねがあり、離婚して自分で子どもを育てて行きたいという気持ちを固めた。

- 次に、生活費と養育費については、交渉方法や譲るべきところを具体的にアドバイスした。夫側の気持ちも考えて、譲歩するところを考えておかないと、なかなか進まず揉めることがあるため、夫に話す際に**どこまでだったら譲れるかを一緒に考えて提案**した。譲歩するラインを見定めることが大切である。慰謝料は、精神的DVがあったとはいえ、言葉の暴力を証明するのは難しく裁判に持ち込むところまでするかどうかを相談者本人に確認した。
- 支援員からは最終的には調停をかけるのが一番だと話したが、現実には調停にまで持っていく人が少ないのが現状である。このケースも自分たちで話し合いたいという方だった。こういう風に言われたら、こう返すといい等、**相手の立場に立って、喧嘩にならないようなもっていき方**を伝えた。
- 夫との交渉を経て、養育費や親子交流に関しては公正証書を取り交わすことになった。月1回の面会を約束し、こどもが成長して意思表示できるようになった時には、こどもが会いたいという意向があれば会わせることになった。慰謝料は証明が難しく、別居中の生活費についても諦めることとし、相談開始から2ヶ月で無事に離婚が成立した。
- 支援員は、当自治体の保育所の調整担当とも話し、こどもの保育園を広域で申し込むのか、実家に住所を移したほうが良いのかなどを調べた。また、今後の生活のために実家のある地域の家賃相場や公営住宅の空きなども調べて情報提供した。
- 相談者本人は離婚から7ヶ月が経つ現在も自身の家族の協力もあり、実家で生活されている。就労先が見つかるまでは実家で生活することになり、こどもの保育園への申し込みもして、自立に向けた準備を進めている。

## ◆相談援助で留意すべき点

- ✎ 相談者本人は、突然一人でこどもを育てなければならない状況に置かれて、混乱した状態で窓口に来ることが多い。**メモをとりながらお互いに整理**をすることが大事。
- ✎ 支援員は経験もあるため、この先の展開が少し予測できるが、**先回りするのではなく、「今何が必要か」**を相談者本人の力と判断をもとに、**相談者自身の決心を引き出す**、ということに注力する必要がある。
- ✎ 支援員が自分の**コミュニケーションの癖**を知ることが大切である。
- ✎ 相談に来る方は、養育費・慰謝料の意味やその具体的な金額・協議離婚・調停・公正証書の取り交わしなど専門的な知識が分からない方が多いため、それらは支援員が押さえておくべき。専門機関に回すこともできるが、**具体的な説明ができるように、養育費と調停については知識を持っておく**と良い。

## ◆相談・連携した機関や利用した支援制度等

<相談・連携した機関>

保育園の調整担当

♀ **ポイント・専門的助言**：相談者本人のペースに合わせて、相談者自身の決心を引き出すことが重要なポイントです。また、養育費等についての相談支援で迷うときは、養育費等相談支援センターに助言を求めるのも良いでしょう。



## No.2 精神的 DV を受ける母と障害児を支援したケース

【ケース概要】精神的 DV を受け、心の準備ができないまま子ども 2 人を連れて実家に戻った 20 代女性。第 1 子が知的障害を抱えており、相談者本人は仕事をしていない状況だったが、支援員が離婚の意思決定から経済的な自立までを伴走した。各種手当の手続き、住まいや子どもの預け先の確保、離婚調停、仕事探しなどを通じて、気持ちの変化に寄り添ったケース。

**KEYWORD : 離婚前相談、離婚手続き、DV、子どもの障害**

### ◆相談内容・相談者の置かれた環境

- 世帯構成：相談者本人（20 代女性）・夫（30 代）・第 1 子（5 歳）・第 2 子（2 歳）
- 相談者本人は 8 年前に結婚し家族で暮らしていたが、夫による精神的 DV を受けていた。1 年ほど前から、執拗に交友関係に口を出される、金銭管理を全て夫がしており自由に使えるお金がない、買い物に行くだけでも夫の許可が必要といった状況があった。また、相談者本人は専業主婦で、第 1 子が知的障害を抱えていたこと、また、第 2 子も身体が弱く体調を崩しがちだったことから仕事をするのは難しく、家に閉じこもっている状態だった。
- あるとき、相談者本人の妹がこのことに気づき、すぐに相談者本人と子どもを実家に連れて帰った。実家には高齢の母と要介護状態の祖母がおり、2 人を受け入れてくれたものの、介護等で生活に余裕がなかった。相談者本人も「ここで長く暮らすことはできない」と感じ、当自治体の WEB サイトから支援員のことを見つけて連絡してきた。

### ◆支援プロセス

- 妹が相談者本人と子どもを突然連れ出した経緯もあり、初回相談で相談者本人は心の準備ができていない様子だった。そもそも DV を受けているという意識がなく、今後の生活について意思もない状況だった。考え方が前向きになれず、支援員がどんな提案をしても「でも…」と返してしまう状態だった。第 1 子には感覚過敏や閉所恐怖症、座って話を聞けない等、複数の特性があったが、相談者本人は子ども 2 人を愛情深く育てており、子育てについては困り感がなかった。むしろ外に出られない、家庭環境に対する不満の方が大きいようで、精神的に疲弊していた。
- **相談者本人が納得する形で離婚の意思決定をできるよう【ポイント・専門的助言へ】**にすることと、経済的な自立をめざすことをゴールとして支援を進めた。相談者本人の母とも相談し、前者は気持ちが固まるまでじっくりと、後者は子どもの預け先を探すことも含め、当面の収入確保を急いで進めることにした。最終的には仕事に就けることが理想だったが、あくまで相談者本人のペースに合わせつつ、時折「離婚後はどんなふうにも暮らしていこうか？」と声かけして**先のイメージを持ってもらえるようにした**。
- まずは婦人相談所（改正後、女性相談支援センター）でも **DV 案件として扱えるよう、ケースを共有**した。また、婦人相談所（改正後、女性相談支援センター）が契約している弁護士を紹介してもらった。**相談者本人の特性にあわせて穏やかな弁護士を選んでもらい**、その弁護士が他の機関で持つ



ている無料の相談枠等もフル活用して相談を進めていった。

- 取り急ぎ別居中の収入確保が必要だったため、各種手当の手続きも行った。同居優先で受給者変更が認められる児童手当のほか、第1子の特別児童扶養手当は夫との交渉が難航したため、担当部署と調整して職権で受給者変更を行った。さらに公営住宅の申し込みや、保育園の入園手続きも行った。当時の制度では、精神的DVで保護命令を出すことができなかったため、児童扶養手当は受給できなかった。
- 第1子は通常の保育園を利用することが難しかったため、距離的にも近い保健センターでの預け保育を利用して**徐々に外との関わりに慣れさせていった**。公営住宅にも入居し、この頃から生活の見通しが立って、相談者本人にも安心した表情が見られるようになった。
- 婚姻費用についても調整を試みたところ、夫側はそもそも別居のことを認めず、話し合いにも応じないまま弁護士を立ててきたため、こちらも弁護士を（無料相談ではなく）正式に依頼せざるを得なくなった。無料相談で頼っていた方とは別の弁護士を法テラスから紹介してもらい、離婚調停が始まった。淡々と進めるタイプの弁護士だったため、想定より早いスピードで物事が進んでいき、相談者本人は「置いて行かれていく感じがする」と言っていたが、「離婚をすることで自分が解放されるのではないか」と次第に気持ちが動いていった。
- 親権や養育費についても争うことになり、最終的には双方が納得して相談者本人が親権を取ることができた。途中、夫側から、親子交流の際の交通費を全額負担してほしいという主張があったが、交通費を負担することなく、養育費の金額を調整することで合意した。最初の相談から約10ヶ月後、離婚が成立した。婚姻費用も、少なくはあったが受け取れた。
- 離婚成立後は、相談者本人の経済的自立をめざした。こども2人の体調面のケアも必要だったこと、また本人の慎重な性格から職場に迷惑がかかることを恐れていたため、「**まずはできることから始めてみよう**」と声をかけて励ました。母子・父子自立支援プログラムを策定し、ハローワークなども紹介したが、最終的には友人が紹介してくれた雑貨店でパートの仕事を始めた。児童扶養手当も受け取れるようになり、養育費や特別児童扶養手当を加えればなんとか公営住宅で暮らしていける水準にはあった。
- その後は相談者本人の気力も持ち直し、パソコン講習などにも通うことで、時間をかけてフルタイムの事務の仕事に転職することができた。社会福祉協議会が実施するひとり親家庭住宅支援資金を活用しており、1年以上の就業が継続できたため、償還免除となった。
- 今では、支援員が「こんな方法があるよ」と提案すると、相談者本人が「これをやってみたい」と意思決定できる状況になった。仕事や住まいの状況が落ち着いたことで、相談者本人の気持ちが安定している。定期的に支援員が相談に応じながら、関わりを続けていく予定である。

## ◆相談援助で留意すべき点

- ✎ 相談者本人の特性に合わせて、**もどかしくても先回りせず、意思決定を待ってから支援を先に進める**ことを心がける。「こうした方がいい」といったアドバイスをしすぎないように、**相談者本人のペースに合わせて**少しずつ離婚後の生活をイメージできるような話題提供（例：住む場所や仕事のことなど）を行い、意思決定をサポートする。**相談者本人の状況や気持ちの変化に応じて、計画も軌道修正**をしていくことが大切である。

- ✎ 相談者本人が落ち込んでいるときや取り乱しているときは、アドバイスをして聞き入れてもらえないことがあるため、傾聴に徹することも重要。来所したときの表情などを見て、今日は**具体的に決めていく回なのか、傾聴を中心とする回なのかを決めてから相談に応じると**、認識の齟齬が生じづらい。
- ✎ 本ケースでは連携していないが、手続きへの同行支援や住宅支援などで、フットワークの軽さに強みを持つ民間団体と連携することで、スムーズに進むこともある。**日頃から地域で活動している民間団体を把握しておき、いざという時に連携できる関係を構築しておく**とよい。

---

## ◆相談・連携した機関や利用した支援制度等

---

### <相談・連携した機関>

婦人相談所（改正後、女性相談支援センター）、法テラス、住宅供給公社、当自治体の障害福祉・子育てに関する部署、社会福祉協議会

### <利用した支援制度>

児童手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当

♀ **ポイント・専門的助言**：精神的 DV のケースでは、相談者本人が、自分の置かれている状況を客観的に判断できない場合もあります。状況の整理を複数回の面談で行い、相談者本人が DV を受けている状況に気がついてから、他の支援メニューに繋げる等の工夫も大切です。

## No.3 他自治体からの転入で離婚手続きを支援したケース

【ケース概要】ステップファミリーで子どもが4人おり、夫からの第1子・第2子に対する虐待とDVを受け、当自治体に転入してきた40代の女性。転入前の自治体に住所がある状況下において、離婚手続きをトータルで支援した。不登校や発達障害のケアが必要な第1子・第2子を複数の関係機関と連携して支援しつつ、調停期間中も寄り添い、仕事ができる環境づくりと生活の立て直しをめざした。

**KEYWORD：** 離婚前相談、子どもの障害、離婚手続き、DV、虐待、親子交流

### ◆相談内容・相談者の置かれた環境

- 世帯構成：相談者本人（40代女性）・夫（40代）・第1子（14歳）・第2子（8歳）・第3子（4歳）・第4子（3歳）
- 相談者本人には、婚姻外で生まれた第1子（認知なし）、前夫との間に生まれた第2子、現在の夫との間に生まれた第3子・第4子がいる。第2子は発達障害を抱え、療育手帳を取得しており、特別支援学級に通っている。
- この家庭は都道府県内の別の自治体で暮らしていたが、あるとき夫から第1子・第2子に対する身体的虐待が発覚し、児童相談所に子ども4人が一時保護された。別の都道府県にある実家とのつながりは10年以上前に途絶えており、相談者本人に対するDVもあったため、子どもとは別に民間のシェルターに入ることになった。
- その後、相談者本人から「叔母が住む自治体で暮らしたい」という希望があった。母子が安心して暮らせる環境が整うことから、児童相談所も一時保護を解除し、子ども4人と一緒に当自治体にある公立のシェルターに入所した。支援員は、引っ越す前に住んでいた自治体からの引き継ぎを受け、公立のシェルターと共に支援を開始した。

### ◆支援プロセス

- 当自治体に転入後、公立のシェルターの支援で住まいの環境が整うとともに、子どもに対する支援の重要性が引き継がれた。また、引っ越す前に住んでいた自治体から、事前に「計画されていた弁護士の支援がなくなる」と引継ぎがあったため、離婚手続きを進めるために、支援員から公立のシェルターの職員に同行支援を依頼し、法テラスで弁護士の支援を受けられるようにした。
- 次に、子どもの状況を改善できるよう、当自治体を管轄する児童相談所と相談者本人の**顔合わせを行い、協力して支援できる体制を作った【ポイント・専門的助言へ】**。当初、第1子は「私が良い子にできなかったからだ」と話すなど、虐待の影響から精神的に不安定な状況が続いて不登校になっていた。第3子・第4子は、父親の真似をして第1子・第2子に暴力的な発言をすることも増えていた。第1子・第2子については児童精神科の受診をすすめ、児童相談所と連携して病院の探し方なども助言。通院することとなり、服薬治療を始めた。
- 転入して間もなく、第2子の小学校からは「就学援助の手続きにあたり、書類が複雑なので見てほし

い」と連絡があり、手続きを支援した。住所を証明するためには賃貸契約の重要事項説明書が必要となるが、引っ越し前の自治体に住所がある状態だったため、入居していた公立のシェルターの職員とやりとりして書類を手配した。さらに、就学援助はこどもの銀行口座に振り込まれるが、当自治体に住所がないため新たな口座開設ができなかった。そこで支援員が学校への相談を促し、相談者本人の口座で進められるよう調整した。相談者本人には**手続きが苦手な特性があったため、手続きに関することは全て支援員がサポート**した。

- 相談者本人は引っ越しに伴いパートの仕事を辞めていたが、就労の意欲はあった。支援員がひとり親のための就労相談事業などを紹介したが、ちょうどいいタイミングで叔母が調理補助のパートの仕事を紹介してくれ、そこで働くことが決まった。
- 仕事を始めるにあたって、第 2 子を見守る児童デイサービスに通所させようとしたが、利用手続きには通所受給者証が必要で、かつ引っ越しに伴い行政での手続きがその他にも色々必要だった。この時点でまだ引っ越し前の自治体に住民票があったため、**配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書**<sup>※1</sup>（以下、DV 証明書）を発行してもらうことで対応した。DV 証明書を重要事項説明書とともに通所受給者証発行の担当部署に提出し、無事に通所できるようになった。第 3 子・第 4 子の保育園入所にあたって、同様の支援を行い、調停申立書の写しを提出して、みなし母子として対応してもらった。
- 第 1 子の不登校については、高校進学タイミングだったため、相談者本人もかなり心配している様子だった。児童相談所と連携して、学校側にスクールカウンセラーによる支援を依頼。その中で、「家族のことだけにとらわれずに、学校生活を送りたい」という第 1 子の切実な思いが聞かれ、公立の通信制高校に進学することになった。第 2 子にもスクールカウンセラーによるカウンセリング等が行われた。
- 離婚に対しては両者が合意したものの、夫側が希望する第 3 子・第 4 子との親子交流について、相談者本人は第 1 子・第 2 子への影響を懸念し反対していた。両者の主張が擦り合わず、離婚が成立した後も親子交流についての調停は 4 ヶ月ほど続いた。相談者本人には人から言われたことをそのまま受け入れてしまう特性があったため、迷いが生じないよう、間接的な親子交流を希望する旨のアドバイスを**支援員・シェルター職員・叔母の 3 者で見解を統一して伝える**ようにした。調停中は、相談者本人の気持ちの落ち込みが度々見られたが、その度に支援員が励まし、最終的には手紙で間接的な交流を行うことで合意した。
- その後、第 1 子だけが非嫡出子にあたるため、通常と異なる戸籍上の手続きが必要だということが担当弁護士からの連絡で発覚した。そこで当自治体の戸籍担当部署に相談すると、家庭裁判所で氏の変更手続きをしてから入籍届を出すことで、最もスムーズに相談者本人の戸籍に入ることができるということだった。この手続きにも、支援員が同行支援を行った。
- しばらくは住所を引っ越し前の自治体から移せない状況が続いたため、上記の他にも DV 証明書が必要な手続きとして、各種給付金や予防接種等にかかる申請のほか、児童扶養手当を受けるための第 2 子の戸籍謄本の取得についても、書類の記入や返信用封筒の準備、郵送までを支援員がサポートした。現在、相談者本人とこども 4 人は叔母の家で暮らしており、関係機関と連携しながらこの家庭の見守りを継続している。

※1：証明書は婦人相談所において発行するものとされていますが、地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが発行した配偶者からの暴力の被害を受けている旨を証する書類も、婦人相談所の発行する証明書と同様の取扱いとすることができます（平成 20 年 5 月 9 日付府共発第 199 号内閣府男女共同参画局推進課長通知「配偶者からの暴力被害者の取扱い等に関する証明

## ◆相談援助で留意すべき点

- ✎ まずは相談者本人の**話を丁寧に聴く**ことを心がける。相談内容に対して想像力を働かせ、どんな風に伝えられるか、どのような資料を渡せば相手の理解につながるかを考える。ピンポイントで「この貸付の金額を教えてほしい」といった問い合わせが入ったときも、よく状況を聞いて「貸付以外に必要な支援がないか？」という視点で**支援の選択肢をひろげていく**ことが大切。
- ✎ 相談者本人ができることは可能な限り本人にやってもらい、**支援員が手伝いすぎない**ことも重要。ただし、本ケースのように手続きが苦手で、自分から「助けてほしい」と言えない相談者もいるため、「困ったことがあったら何でも言ってね」と声をかけ、**相談しやすい状況を作っておく**こと。
- ✎ 支援の**連携機関や関係者が多い時には、支援員がハブとなって方針を伝えたり、情報共有をしたり**することが大切。本ケースでも、実に多様な手続きの調整役を担っていたため、進行中の手続きに関する情報が集約され、全体像が見えていることで連携機関から信頼を得ることができた。また、相談内容は**時系列でメモを取っておく**と、後で手続きに必要な情報を振り返ったり、関係機関と調整を行ったりする際に役に立つ。

## ◆相談・連携した機関や利用した支援制度等

### <相談・連携した機関>

法テラス、児童相談所、シェルター、小学校、中学校、  
スクールカウンセラー、当自治体の戸籍担当部署・通所受給者証発行の担当部署

### <利用した支援制度>

児童扶養手当、就学援助

♀ **ポイント・専門的助言**：ステップファミリーの場合は、支援を組み立てる前提として、その経緯を確認しておきましょう。また、本ケースのように他の専門職の力を借りる勇気を持つことも大切です。支援員が知っている方法の他にも有効な知見がないか、検討してみましょう。



## No.4

## 離婚前から就職・住まいを支援したケース

**【ケース概要】**夫からのDV被害と経済的困窮について自治体の別の課へ相談に来ていた30代女性。夫が親権を主張していたことに不安を覚えていたため、上記の課と連携し自治体の法律相談に繋ぐとともに、就職活動の支援をしながら、住居確保給付金やひとり親家庭住宅支援資金を活用し、住まいの安定を図った。また、支援期間中に相談者本人が取得したPC資格を活かし、パート雇用から短時間勤務も認められる正社員登用を果たし、1年間の勤続を以てひとり親家庭住宅支援資金の償還免除となった。

**KEYWORD：**離婚前相談、養育費、返還の見込みが立たない貸付相談、住まいの安定

### ◆相談内容・相談者の置かれた環境

- 世帯構成：相談者本人（30代女性）、第1子（5歳）
- 離婚前の状態であり、調停に関して夫に養育費や婚姻分担費を支払って欲しいと考え相談に訪れていた。しかし、夫が親権を取りたいと主張し始め、相談者本人が就職していなかったため自身が親権を取れないのではと不安に感じていた。
- 同自治体内には相談者本人の母も住んでいたが、経済的には頼りたくないとの希望があった。
- 相談当時相談者本人には収入がなく、経済的に困窮していたため、離婚前から別の課による支援を受けていた。支援員が担当する頃には、すでに相談者本人が自治体の開設している生活困窮者の支援窓口、食糧支援（フードバンク）・住居確保給付金の活用をしていた。ただし、給付金の要件であるハローワークでの就業活動の結果、就職が決まったものの、自立には生活費が足りず、夫との調停と並行して自身の経済的な自立への課題を抱えていた。

### ◆支援プロセス

- 相談開始時に就業状況についても聞いたところ、一時は食品工場の正社員になったが、職場でのトラブルに関する相談もあり、母子・父子自立支援プログラム策定事業を実施した。プログラム策定では、**就業活動に有利になるよう資格取得**を促し、経済的な自立を目標に**PC資格に関する講座受講を計画**した。
- なお、上記の職場についてはその後上司にも取り合ってもらえなかったため退職したと報告をもらった。
- 養育費や婚姻費用の分担請求の相談については、自治体が発行している養育費の法律相談（無料）に繋いだ。本事業は調停中でも無料で相談継続可能だったため、調停中も複数回にわたって利用し、相談者本人の不安の払拭につながった。5回にわたる調停で養育費や提示された内容に納得できなかったため相談者本人としては不成立にしたいと考え、再度養育費の法律相談を行った。しかし、裁判所からの通知に夫が取り合わなかったため、これ以上長期化することを懸念し条件を受け入れ、離婚が成立した。
- その後、元夫が養育費を払ってくれないと相談があった。法テラスに出向いたが、強制執行の経験がない弁護士だったためうまくいかず、自治体の法律相談に切り替え。相談者本人としては強制執行したい

が費用がかかるので躊躇し、さらに同月に住居確保給付金が終了してしまうため貸付を受けたいと来所したため、ひとり親家庭住宅支援資金を提案した。

- 仕事においては、数ヶ月後パートの販売業が見つかった。日常生活支援事業でこどもを預かってもらいアルバイトに行きながらの就職活動だった。
- その間も仕事を減らされたり不安定な時期もあったが、職場で **PC の資格を活かした仕事もするようになり職域を広げて**きた。その会社では正社員になるには 18 時まで就業が必要だったが、相談者本人の誠実さを評価していた上司が会社に掛け合ってくれ、17 時に終業の条件で正社員に登用された。社会福祉協議会とも連絡・報告を継続し、1 年後に償還免除となった。
- 養育費の回収は相手が貯金を移すなど課題があり、解決はしていないが現在も支援を継続している。

## ◆ 相談援助で留意すべき点

- ✎ 相談者本人から貸付の相談を受けたときに、**返済の財源がない場合は、中長期にわたってキャリアプランを形成することを視野に入れる必要がある【ポイント・専門的助言へ】**。
- ✎ 本ケースの場合、主課題は養育費や婚姻分担費、親権といった元夫との調停と、相談者本人の就職を含む経済的自立までの過程であった。このような**課題の整理**が重要である。
- ✎ 本ケースは、報酬の低さや職場でのトラブルなど、就職しても自立へのハードルが依然高かったため、**相談者本人にあったスキル**を身につけた上で経済的な自立を目指せるよう、支援の経過とともに PC 資格取得に向けた母子・父子自立支援プログラム策定を実施した。
- ✎ 資格に関する講座等の開催期間等は支援員が日頃情報をインプットしておくことで**適切なタイミングで受講**を勧められる。

## ◆ 相談・連携した機関や利用した支援制度等

### <相談・連携した機関>

当自治体の DV 相談対応部署、社会福祉協議会、法テラス、  
要保護児童対策地域協議会

### <利用した支援制度>

母子・父子自立支援プログラム策定事業、住居確保給付金、ひとり親家庭等日常生活支援事業、  
ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業、養育費の法律相談

♀ **ポイント・専門的助言**：中長期のキャリアプランは本人の経済的自立だけでなく、自己実現や生活の質の改善という観点でもとても大切ですが、目標が遠すぎて諦めてしまわないよう小さな目標を積み重ねた長期計画としましょう。



## No.5

# 夫の暴力からの保護等を経て母子を支援したケース

**【ケース概要】**相談者本人にはこどもが3人おり、夫からのDVと第1子に対する虐待があった。こどもの一時保護や別居・離婚手続き、離婚後の家賃の工面などを支援した。第1子に問題行動が見られるようになってからも、学校との間に入りながら、段階的に支援を組み立てた。医療機関の受診、学校で問題行動があった時のルール作りなどを通じて、第1子自身が障害を受容できるようになることをめざした。

**KEYWORD：**生活困窮、DV、虐待、離婚前相談、発達障害、知的障害、こどもの問題行動

### ◆相談内容・相談者の置かれた環境

- 世帯構成：相談者本人（40代女性）・夫（40代）・第1子（13歳）・第2子（8歳）・第3子（4歳）
- 相談者本人には婚姻外の出産をした第1子がいる。10年前に現在の夫と結婚し、第2子、第3子が生まれた。再婚後しばらくしてから、夫が第1子に暴力をふるうようになった。夫から相談者本人へのDVもあり、相談者本人は別居を希望していたが夫が応じないこと、第1子に対する暴力について悩んでおり、支援員に相談があった。支援の過程で、第1子にはADHDや知的障害があることがわかった。

### ◆支援プロセス

- 相談に訪れた際、第1子にはあざがあったため、支援員が相談者本人と第1子連れて警察に行き、一時保護となった。相談者本人は夫と別居してこどもと暮らしたい意向だったが、夫のいる家に第1子が家庭復帰することは難しいため、夫が近づかないことを条件に、相談者本人がアパートを借りて別居した。一時保護から約半年後、そのアパートに第1子が家庭復帰し、相談者本人とこども3人が一緒に暮らすことになった。その後、離婚手続きや離婚後の生活について継続的に支援員が相談に応じ、初回相談から約1年後に離婚が成立、母子家庭となった。
- 相談者本人は離婚後、飲食店でパートをしていたが、こども3人を養育する金銭的余裕がなかった。さらに、別居中はアパート代を夫（第2子・第3子の実父）が支払っていたが、離婚後は支払いが無くなったことで経済的に困窮していた。そこで支援員が生活保護を提案したが、相談者本人が希望しなかったため、**支援員が第2子・第3子の実父に家賃の支払いをするよう交渉し、実現した。**
- 一方で、別居後から第1子には中学校や家庭での問題行動（暴力・暴言、器物損壊等）が度々見られるようになり、警察が見守りを続けていたが、トラブルが絶えず一時保護となることもあった。離婚後には環境の変化や、これまで夫から受けていた虐待のフラッシュバックも影響し、問題行動が悪化した。相談者本人は「学校側の対応が悪い」と考えており、学校との意見の対立が続いていた。
- 第1子の問題行動に対し、まずは**第1子が自身の障害を受容できるようになること**をめざした。支援員は離婚前から要保護児童対策地域協議会でケース会議を開いたり、相談者本人が第1子の転校を希望した際には特別支援学校の見学に同行したりする等の支援を行ったが、結果的に転校には至らなかった。**学校とのやりとりはスクールソーシャルワーカーを介することで役割分担【ポイント・専**

**門的助言へ**し、相談者本人に寄り添った。さらに離婚後、医療機関の受診を勧めたところ、第1子にADHDや知的障害があることが明らかになった。そのため、要保護児童対策地域協議会で医師からも投薬の重要性を伝えてもらったが、第1子の服薬の継続は難しかった。

- その後も第1子の問題行動が落ち着かず、次第に学校側が対応しきれなくなってしまった。問題行動がある度に、学校から「迎えに来てほしい」という連絡があり、対応することが相談者本人の大きな負担になっていた。「家庭でちゃんと子育てができないせいだ」と言われていると思い込んでしまうなど、精神的に疲弊していた。そこで、**学校で問題行動があった際に、どんな基準で相談者本人を呼ぶのかを決めるルールづくり**を実施した。ルールづくりには、支援員と学校、スクールソーシャルワーカー、第1子も参加し、「〇〇の行動が何回あったら迎えに来る」など第1子が理解できる簡単な項目にする等の工夫をした。そうすることで、学校から相談者本人に連絡が来る理由が明確になり、徐々に負担が減っていった。
- 現在、第1子は児童自立支援施設に入所し服薬治療を行っている。暴力・暴言は落ち着いてきており、家庭復帰も視野に入れて引き続き支援している。

## ◆相談援助で留意すべき点

- ✎ DVや虐待がある事案では、はじめに親子分離を検討する。また、一時保護されたこどもが経済的困窮のある家庭に復帰する際には、**経済的な基盤を整える方法を検討**する。
- ✎ 相談においては、**まず話を聞くという姿勢**が重要である。相談者本人は混乱や緊張の中で相談に訪れるため、話を聞いた上で、**相談者本人が知りたいポイントがどこか確認**してからアドバイスする。
- ✎ 相談者本人が興奮状態であったり、攻撃的な言動が見られたりするときは、支援員は落ち着いて聞き役に徹する。いくつか選択肢を提示しても同意が得られない・意向がわからない場合は、「**それなら、〇〇さんはどうしたらいいと思いますか？**」と聞いてみると、相談者本人が今ある選択肢から選ぶしかないと気づくこともある。
- ✎ 相談者本人にプライドが高く傷つきやすいパーソナリティがある場合、相談者本人が「勝手に進められた」と感じてしまうと信頼関係の構築が難しくなるため、**方針を一つずつ確認し、納得を得た上で進める**ように心がける。

## ◆相談・連携した機関や利用した支援制度等

<相談・連携した機関>

市町村、中学校、教育委員会、スクールソーシャルワーカー、医療機関、児童相談所、警察

<利用した支援制度>

児童扶養手当

♀ **ポイント・専門的助言**：スクールソーシャルワーカーと分担して支援を行ったのが本ケースのポイントです。また、支援員が提案してもなかなか意思決定できない場合は、相談者本人にも他にどんな方法があるか検討してもらい、納得感ある意思決定ができるよう支援することが大切です。

## No.6

## 夫のアルコール依存症による暴力で離婚準備したケース

【ケース概要】子どもと夫婦の3人家族で生活していたが、夫のアルコール依存症による暴力・暴言が原因で離婚を考えていた30代の母。子どもの問題行動への相談支援や相談者本人の就労支援を行い、ひとり親家庭になっても生活できるよう支援を行った。

**KEYWORD**：離婚前の意思決定、離婚準備、アルコール依存症、子どもの問題行動

### ◆相談内容・相談者の置かれた環境

- 世帯構成：相談者本人（30代女性）、夫（40代）、第1子（12歳）
- 夫にアルコール依存症があり飲酒した際に、口論となって相談者本人への暴力があった。相談者本人が警察を呼んで夫が拘束されたことがきっかけで、今後の家族のことや自分の仕事探し、家計など離婚についての情報が知りたいと相談があった。相談者本人は自身の子どもや家庭に対する理想が強かった。
- 相談者本人の両親は近くに住んでいたが、相談者本人の母も父からDVを受けており、実家を頼るとDVが悪化する懸念もあり親に頼ることができない状態だった。夫の親は病気で頼ることができなかった。

### ◆支援プロセス

- 初回の相談対応時は、相談者本人は離婚すべきかどうか迷っている状態だったため、これまでの経緯を聞き、相談者本人と問題整理を行った。その約1週間後、拘留中の夫の弁護士と話し合いをすることとなったという連絡があったが、相談者本人に不安もあったため、支援員が知っていたアルコール依存症がある方の家族へのケアを行っている民間機関に依頼し、その場に**同席してもらう**こととした。
- 夫への被害届を取り下げることになり、夫が家庭に戻ってくるようになったものの、相談者本人の不安感はとても強かった。支援員への相談以前にも、夫のアルコール依存について他機関での電話相談や病院での服薬、断酒会・家族会にも参加するなど、夫と相談者本人は色々なことに取り組んでいたが、どれも長く続いていないということだった。
- 夫は、妻や子どものことも自分自身のストレスであり、それが依存症の原因にもなっていると家族を責めることがあり、相談者本人もどこかで自分にも原因があるのではないかと感じてしまっているようだった。相談者本人は、夫に課題を感じつつも、夫は仕事を頑張っており、近隣とのトラブルにもうまく対応してくれるなど尊敬できる場所もあると感じていた。飲酒がなければ穏やかに生活ができる状態だった。
- 児童相談所もこの家庭への訪問を行うということで、支援員も安心していましたが、夫が振る舞いを改める姿勢を示したため、児童相談所の積極的な介入はないまま、すぐに終結してしまった。
- 次第に、子どもにも問題行動が見られるようになったため、相談者本人が学校の先生にも状況を伝えるべきか悩んでいた。支援員は**学校の先生にも相談するように助言**した。その後、相談者本人から先生に話したことで、学校でも子どものケアをしてくれるようになり、相談者本人も伝えてよかったとのことだった。
- 相談者本人には一時的に逃げる場所や離婚についての情報提供をしたが、夫の依存症の状態にも波があり、離婚という決断までには至らなかった。本人の気持ちを尊重しつつ、**離婚をしたいと思ったとき**

に、ひとり親でも生活ができるよう準備を行うこととした。就労支援につなげ、ハローワークを通じて半年程度で正規の仕事を見つけることができた【ポイント・専門的助言へ】。その後しばらくは、家庭が落ち着いている状態が続いた。

- しかし、相談者本人が仕事についてから 2 年後、再び飲酒した夫からの暴言があり、離婚したいという相談を受けた。その時には、相談者本人の姉が隣の市区町村に転居してきたため、相談者本人は姉と同居することを希望していたが、中学生となったこどもの、友だちと離れたくないという気持ちや進路の問題があり、身動きが取れない状態だった。家を出ることをこどもにも反対され、こどもを置いていく訳にも行かず、相談者本人も「夫から離れるタイミングを逸してしまった。」と言っていた。
- その後も夫に気づかれない方法で連絡をとり続けていたが、なかなか問題が解決しなかったこともあり、次第に相談者本人の精神状況が悪化し、情報提供をしても前に進めなくなってしまった。DV 被害を受けた女性のための講座なども紹介して申し込んだがキャンセルとなり、病院や NPO にもつなぐことを試みたが行動する気力が持てない状態だった。
- 支援員は、相談者本人が、夫の問題、こどもの問題もすべて自分の問題と捉えてしまったり、自分を責めたりしないよう、いまは本人の**精神的な支えが重要**だと感じている。要保護児童対策地域協議会でも見守りを続けており、相談者本人の自己決定を大事にしつつ、こどもの状況やタイミングに留意して、今後のことをサポートしていく予定である。

#### ◆相談援助で留意すべき点

- ✎ 困難な状況が続いている時には、**相談者本人の精神的な課題に関わり、サポートしていくことが重要**。相談者本人が自分を責めてしまわないよう、**家族それぞれの課題と、相談者本人の課題を整理して**捉えられるように支援する。
- ✎ こどもの年齢によっては進路や友だち関係が重要な時期があるため、**家族の成長や変化も踏まえて今後のことを検討**する必要がある。
- ✎ 相談者本人が別の用事で窓口に来た時も、支援員が**気にかけている、心配しているということがわかるよう、こまめに声をかける**ようにすることも大事である。

#### ◆相談・連携した機関や利用した支援制度等

<相談・連携した機関>

民間機関、ハローワーク、病院、NPO

📌 **ポイント・専門的助言**：仕事を探す際インターネットで調べることもできますが、ハローワークで助言をもらうことで自分の適性や強みに気づくこともあります。相談者本人が自分で可能性を狭めてしまうこともあるため、専門機関の活用も検討することが重要です。



## No.7 DV から逃れてきた母子の避難を支援したケース

【ケース概要】夫のDVから逃れるために、他自治体から子どもと逃げてきた持病のある20代の母。頼りにしていた相談者の妹も経済的に困窮しており、生活保護の相談がきっかけで支援することとなったケース。通院や服薬をサポートし、身体のケアをしながらシェルターへの入所と住まいの確保を支援した。

**KEYWORD：離婚の意思決定、DV、シェルター、病気**

### ◆相談内容・相談者の置かれた環境

- 世帯構成：相談者本人（20代女性）、夫（30代）、第1子（2歳）
- 相談者本人は、別の地方で、家族3人で暮らしていたが、夫からの身体的暴力を受けていた。近くに住む夫の親からも暴言を受けていた。相談者本人に病気が見つかり、夫には病気の治療のため一時的に家を出ると説明して、相談者本人の妹を頼りに、子どもを連れて当自治体に逃げてきたということだった。
- 妹も経済的に厳しく、相談者本人が自治体の窓口で生活保護の相談に来たことがきっかけで、対応することとなった。相談者本人には遠方に住む父がいたが精神疾患があり、頼れないとのことだった。

### ◆支援プロセス

- 相談者本人は、一時的に入院したが、当自治体の病院に通院しながら病気の治療は受けることができていた。妹には長くは頼れないという状態だったため、支援員は一時的なシェルター利用も含めて支援方法を検討した。
- 支援員からシェルターに相談をしたところ、相談者本人の情報や子育ての状態を把握してほしいとの要請を受けたが、当自治体には親子に関する情報がほとんどなく、もともと住んでいる自治体に問い合わせることとなった。もともと住んでいた自治体によると、相談者本人が以前窓口で相談に来たこともあったが、当時離婚の意思はなく、当該自治体の担当者もDVの認識はないということだった。子どもへの虐待などはないようだったが、相談者本人には鬱の傾向が見られ、精神的に不安定であることも分かった。
- 公的シェルターに入ることができることになり、支援員・職員で協力して対応し、その間の薬を病院に出してもらえよう調整したり、未払いの医療費の対応をしたり、離婚届不受理の申出をするための同行支援などを行い、**相談者本人が安心してシェルターに避難できるようサポートした【ポイント・専門的助言へ】**。住民票はなかったが病気が悪化しないように**身体のケアを優先**して、シェルターに入ってから通院の際は当自治体で送迎を行う計画を立てた。
- 今後の子どもとの生活のことも考えて、支援員から離婚についての情報提供も一度したが、相談者本人の離婚の意思は明確ではなかったためか、途中で泣き出してしまった。シェルターでも法律相談を受けることができることだけは伝え、離婚の話はやめることとした。
- 支援員は、相談者本人の考えがまとまらない時には、ポストイットに今困っている課題を一緒に書き出して相談者本人のノートに貼り、**今何が問題かをわかりやすく**するようにし、解決したら1つずつ別のペー

ジに移すようにした。

- また、相談者本人が混乱していると、誰が何を言ったかの把握が困難であることもあるため、**ジェノグラムを書いて整理しながら話を聞く**ようにした。弁護士相談に行く場合は、そのジェノグラムを持って行くといことも伝えている。
- シェルターで生活した2ヶ月の間に、支援員・職員で物件探しをサポートした。当自治体の病院に通院していたことが、保険料の請求で夫に分かってしまっているため、**当自治体ではないところで一緒に物件を探す**こととした。内見にも同行し、妹の家にも行き来しやすいところを選び、相談者本人はこどもと二人で生活するためのアパートを無事借りることができた。
- 支援員・職員で相談者本人の転居後、役所への手続きにも同行した。その後も、夫との離婚はしていないが、相談者本人は夫とは離れて安全に生活することができている。本ケースは当自治体から転居先の自治体に引き継ぎとなり、相談者本人は現在住んでいる自治体で生活保護を受けて、こどもと一緒に暮らしている。

## ◆相談援助で留意すべき点

- ✎ 相談者本人が周りに知られたくないことは、こどもに危険があることなどを除いて他には伝えないこと、話したくないことは話さなくてもいいことをきちんと伝え、**相談者本人が安心して話せるようにすることが大事**。
- ✎ 相談者本人は、友人や親にも話しづらいことを抱えていることもあるため、**まずは相談者本人の話をしっかり傾聴**する。相談にきた時には混乱していることもあるが、まずはよく話を聞いてもらえたと思ってもらえるように心がける。
- ✎ 本人が病気を抱えている場合は、**身体のケアのためにもその病気について知っておく**と良い。
- ✎ 支援員は相談者本人が自己決定できるように必要な情報を揃えてサポートし、時間がかかっても相談者本人が**自己決定して良かったと思えるように支援**することが大切である。
- ✎ 支援員1人で対応するのではなく、**職員と分担あるいは協力しながら対応**することが大切である。

## ◆相談・連携した機関や利用した支援制度等

<相談・連携した機関>

病院、民間機関、シェルター、警察

♀ **ポイント・専門的助言**：DVのケースでは、警察・シェルター・自治体等の連携が特に大事になります。相談者本人が色々な窓口に出向くのではなく、身を守ることができるよう支援者が動いたり同行したりする等、関係機関が連携してサポートすることがポイントです。

## No.8

# 内縁の夫から離れて母子での生活を支援したケース

【ケース概要】内縁の夫と、子どもを育てている 40 代の母。内縁の夫から子どもに対する暴力がきっかけで要保護児童対策地域協議会の支援ケースとなった。生活を安定させるために、一時母子生活支援施設に入所するも、施設での生活が合わず、自身で生活することを選択した。

**KEYWORD : 生活困窮、内縁関係、児童虐待、母子生活支援施設**

### ◆相談内容・相談者の置かれた環境

- 世帯構成：相談者本人（40 代女性）、内縁の夫（40 代）、第 2 子（11 歳）、第 3 子（5 歳）、第 4 子（4 歳）
- 相談者本人には、現在の内縁の夫とは別の、元夫との間に生まれた第 1 子があり、離婚後は元夫が育てている。その後、婚姻外で第 2 子を出産したが、現在の内縁の夫との間に第 3 子が生まれたことがきっかけで、6 年前から 5 人で一緒に暮らしている。親族等からのサポートはほとんどない状態だった。
- 第 2 子が、内縁の夫から日常的に暴力を受けているということを、学校に伝えたことがきっかけで要保護児童対策地域協議会のケースとなった。また、相談者本人も暴言を受けていることがわかった。
- 支援員は、要保護児童対策地域協議会に入っている別の部署から相談を受け、この家庭を支援することとなった。相談者本人は仕事をしていたが、家計は主に内縁の夫が支えていたため、別居に踏み切れない状況であり、初回相談では、「金銭的な支援が受けられるのか」と尋ねてきた。

### ◆支援プロセス

- 相談支援を開始したものの、相談者本人は「**なぜ過去のことまで話す必要があるのか。今の話だけしたい。**」【←ポイント・専門的助言へ】と、なかなか相談者本人や家庭の状況把握ができない状態が続いた。そのため、**相談者本人以外からも情報を得る**ように努めた。
- 子どもたちは、家庭状況の影響からか、行ってもいない旅行話を周囲にしたり、トラブルになると友人に暴力をふるったりするなど問題行動が見られた。相談者本人にはあまり地域に友人がいなかった一方、内縁の夫は、学校等の行事や PTA にも積極的に参加するなど、学校や地域から評判もよい父親だった。過去にも保育士が第 3 子のあざを見つけて、内縁の夫に確認をしたことがあったが、一切認めることはなく、第 2 子の背中をあざが学校で見つかるまで虐待行為が明らかにならなかった。
- 第 2 子は、学校で暴力を訴えてからまもなく児童相談所に保護された。児童相談所では、職員と信頼関係が構築されていき、第 2 子から義理の父親（内縁の夫）に対する怒りが徐々に発露されていた。聴き取りによると、母親（相談者本人）がいないところで、陰湿な暴力を受けていたとのことだった。
- 相談者本人は仕事をしていたものの、収入が少なかったため、内縁の夫と別居をすると経済的困窮となる可能性が高かった。そのため、支援員は、まずは内縁の夫と離れて、**子どもたちが通学しながら安心して暮らせるように支援**を組み立てることとした。
- 生活保護を受けてアパートに入居することも検討したが、第 3 子に発達障害の傾向があり、子育てにも



不安が見られた。そのため、相談者本人も**常に相談ができる環境**で暮らしたいとのことだったため、母子生活支援施設を探すこととした。

- こどもが通学しやすい施設であることを重視して探したところ、空きがある施設はほとんどなく、1箇所しか候補が残らなかった。相談者本人は選択肢が少ないことに対して納得していない様子だったが、最終的にはその施設に入居することが決まった。
- 当初は、相談者本人と第3子・第4子が先に施設に入居し、あとから第2子が家庭復帰する予定だったが、第2子の希望もあり、施設への入居と同時に家庭復帰することになった。
- 引っ越し前には、**相談者本人と一緒に小学校の見学**にも行った。事前に教育委員会を通じて校長とやりとりしたところ、事情を汲んでくれ、体操服や必要な学用品など学校が寄付を活用し準備してくれた。その後、引っ越しを手伝い、無事に施設に入居することができた。入所後は施設の支援員が住民票の転居手続きに同行したり、こどもの病院の受診も支援したりした。
- 転校後、こどもは楽しんで通学していたが、引っ越しから2週間後、相談者本人とこども3人が母子生活支援施設から失踪してしまった。警察を通じて捜索したところ、遠方の自治体にある本人の実家にいることがわかった。失踪理由については、相談者本人が「自由に暮らしたい」とのことで、施設での人付き合いを課題に感じていたようだった。結局、施設からの退去することを選択し、相談者本人と一緒に片付けや掃除をしたり、転居をサポートしたりしながら、**相談者本人の意向を再度確認**した。
- その後、相談者本人とこどもたちは、実家近くに転居することとなった。児童相談所の指導も続いていたため、ケースの引き継ぎが行われ、現在は他県の児童相談所が引き続き支援している。

## ◆相談援助で留意すべき点

- ✎ 相談者本人からの聴き取りが困難な場合、**周囲からの情報も活用**して状況把握に努める。
- ✎ 発言だけでなく、実際の行動にも留意して、**相談者本人が何を重視し、何を求めているのかを掴む**ようにする。**相談者本人が満たされることが大切**である。
- ✎ 相談者本人と状況を整理するときには、**本人が理解しているか、納得できているかを確認しながら進める**。次のステップに行くときには、**相談者本人がどう感じているかを確認**する。

## ◆相談・連携した機関や利用した支援制度等

<相談・連携した機関>

児童相談所、教育委員会、小学校、保育園、母子生活支援施設

♀ **ポイント・専門的助言**：過去や背景を知りたい支援員の気持ちと、今のことに注目してほしいと感じる相談者本人の気持ちのずれは現場ではよく起こります。支援員がケースの全体像を把握しようとすることは大事ですが、相談援助の入り口として、今・ここで起こっていることからスタートすること（＝"here and now"）を心がけることは重要なポイントです。

## No.9

# 特定妊婦だった母の生活や育児を支援したケース

【ケース概要】支援当初は特定妊婦で、30代で婚姻しておらず第1子を出産。相談者本人は経済的には困窮していないが、知的障害があり、日常生活能力や育児能力に心配がある。母子生活支援施設に入所することを勧めるとともに、複数の支援機関がかかわっていたため、全体の調整と役割分担を心がけて支援を行った。母子・父子自立支援プログラム策定事業で、就労に向けたサポートを進めている。

**KEYWORD：特定妊婦、母子生活支援施設、知的障害**

### ◆相談内容・相談者の置かれた環境

- 世帯構成：相談者本人（30代女性、妊娠中）
- 相談者本人は、30代で軽度の知的障害があった。生活費は就労収入と障害年金（2級）があったが、家賃は滞納しており、療育手帳は取得していなかった。相談者本人の両親は5年ほど前に亡くなっており、身体障害のある妹は施設入所していた。親族とは良好な関係ではなく、周囲に援助者はいなかった。
- 相談者本人が妊娠初期に特定妊婦として要保護児童対策地域協議会のケースとなり、福祉事務所が個別ケース検討会議に参加したことから支援することとなった。婚姻歴はなく、当初胎児の父親とは今後入籍するとの説明をしていたが、話が二転三転し、出産予定日1ヶ月前に父親が不明であること、婚姻予定はなく、ひとり親になることがわかった。生活面では、各種支払いの滞納や掃除ができないといった状態だった。

### ◆支援プロセス

- 生活能力も低いと思われる状態だったため、要保護児童対策地域協議会では、ひとり親になる場合は、母子生活支援施設の生活の場における支援が適当だと考えていた。自宅も修繕が必要な状態であったが、相談者本人は入所に前向きでなかった。**母子生活支援施設設置自治体にも情報を共有したり、一緒に施設に見学に行ったりしながら、なんとか申込みを勧め、出産直前に入所が決定した。**
- 出産後、母子生活支援施設の入所日まで、こどもは一時的に乳児院に入所したが、1ヶ月ほどで母子二人の新生活をスタートした。入居の準備や家電・家具の購入など、要保護児童対策地域協議会のメンバーがすべてサポートした。
- しかし、入所直後にこどもが緊急入院することとなった。母子生活支援施設の支援員の適切な対処で大事には至らず、こどもは無事退院することができたが、このことがきっかけで相談者本人の育児能力や家事能力などを含めた**生活能力を高める訓練やサポートをどうするのかを検討**することとした。
- 母子生活支援施設、保健師、社会福祉協議会の支援専門員等の見守りの中で、**現時点の支援と、退所後の生活も含めた将来的な支援方針**について、年2回の個別ケース検討会議で協議していった。
- また、関係者は、多機関協働事業・生活困窮者自立支援事業を実施している社会福祉協議会の

支援員、福祉事務所担当職員、自治体の保健師、母子生活支援施設の職員などがいた。たくさんの方が支援に入っていたが、**頻回な支援は相談者本人の負担になることにも留意【ポイント・専門的助言へ】**して、出産後は保健師の月2回の訪問を優先させ、母子・父子自立支援員はその他の困り事などについて月1回程度話を聞くように調整した。保健師とは逐一情報交換をしたり、面談した内容は必要に応じて関係者に情報共有したりするようにした。

- その後、こどもは、相談者本人の生活習慣の影響もあり、離乳食がきちんと進まないなど、多少の遅れがありながらも、体重などの身体的な成長は順調に進んでいった。
- 相談者本人は、母子生活支援施設への入所当時、やや強引に入所を進められたとの印象を持っていたようだったが、のちに「入所してよかった。感謝している。」と言ってくれた。
- 現在は、母子・父子自立支援プログラム策定事業でハローワークの職業訓練や生活訓練などを組み合わせてサポートしたり、生活保護受給者等就労自立促進事業への参加を促したりしながら、療育手帳を取得して就業・就労への準備を進めているところである。家事支援や保育所の利用についても**相談者本人と相談しながら、一緒にプログラムを策定**していった。
- 今後の課題として、児童虐待や不適切養育のリスクもあると考えており、軽度の知的障害がある母子には、長期にかかわる支援の必要性を感じている。

#### ◆相談援助で留意すべき点

- ✎ 伝えたことが一見理解できているように見受けられても、理解できていないこともあるため、言葉だけの説明では不十分な場合、**相談者本人の理解度に合わせて文字や図で説明**をした方がよい。
- ✎ 相談者本人との**関係づくりを重視し、きちんと状況把握**をすること。その上で、関係機関で役割分担をすることが重要。
- ✎ かかわる支援者が多数いる場合は、**優先順位を考えて支援全体を調整する役割を担う**ことが大切。

#### ◆相談・連携した機関や利用した支援制度等

##### <相談・連携した機関>

要保護児童対策地域協議会、住所地の自治体の福祉課、母子生活支援施設、  
多機関協働事業・生活困窮者自立支援事業の実施主体の社会福祉協議会、福祉事務所、病院

##### <利用した支援制度>

母子・父子自立支援プログラム策定事業、生活保護受給者等就労自立促進事業、  
障害者総合支援法における家事援助

♀ **ポイント・専門的助言**：連携先が多い場合、関係機関の役割分担がうまく進まないこともあります。相談者本人の意向や能力も踏まえて、まず本人の支援を集中的にするなど、優先順位を考えて関係機関と共通認識を持ち、支援を組み立てていくことが重要です。

## No.10 夫と死別し自閉症の子を育てる母を支援したケース

【ケース概要】夫と死別して、自閉症のある二人のこどもを育てている50代女性。こどもの送迎や家事で忙しく、相談者本人の心身の不調が続いたことから、他機関からの相談を受けて支援を行った。養育支援訪問事業を活用して家事をサポートして、家族の協力も得られるように調整した。

**KEYWORD：死別、こどもの障害、養育支援訪問事業、家事支援**

### ◆相談内容・相談者の置かれた環境

- 世帯構成：相談者本人（50代女性）、第1子（19歳）、第2子（15歳）
- 2年前に夫を事故で亡くしてから、ひとり親家庭として生活しているが、二人の男女のこどもに自閉スペクトラム症があり、第1子（兄）は就労移行支援事業所、第2子（妹）は特別支援学校に通っている。相談者本人は、1年前までパートで仕事をしていたが、本人の体調不良等が続いて仕事ができなくなり、夫の遺族年金で生活している。
- 第2子の通う学校の先生から、こどもを送迎にくる母親（相談者本人）の体調やメンタルが芳しくないのを、話を聞いてもらえないかと窓口で相談があり、支援員から相談者本人へ連絡することとなった。

### ◆支援プロセス

- 障害があるこどもの特性もあり、相談者本人が送迎をしなくてはならない状況だが、自身も持病による不調が出てきたため、今までのようにはいなくなって相談者本人は追い詰められていた。
- 支援員は家庭訪問をし、相談者本人が一番困っていることを聞き出した。こどもはこだわりが強く、送迎等は他の人がすることは難しいということだったため、**支援員ができることを問う**と、買い物や料理、洗濯などの家事をする時間がなく、支援してほしいという話があった。相談者本人は、こどもに付き添っていると自分が休む暇がないこと、洗濯や掃除をするより体を休めたいこと、料理なども温めてこども達に出せるようなものがあると助かること等を話してくれた。
- 相談者本人の意向を受けて、支援員は**使える制度がないか自治体内で相談**するとともに、関係者でケース会議を開催することにした。ケース会議には、障害福祉課の担当者、子育て支援課の担当者、第1子が通う事業所の相談支援専門員、第2子が通う放課後デイサービスの職員、支援員等が参加し、養育支援訪問事業で買い物や家事支援を入れていくことになった。また、相談者本人が病気で入院が必要になった場合の支援先・預け先等についても検討を行った。
- ケース会議後、相談者本人の検査結果が出て、当面手術入院は必要ないことになり、養育支援訪問事業で週2回の洗濯、掃除、料理等の家事支援を開始した。相談者本人は、家のことは誰も助けてくれないと思っていたので、支援を受けられるとわかり、安心したようだった。相談者本人が定期的に通院でき、こどもと余裕を持って関わるできるようになったことから、精神的にも安定するようになった。
- 相談者本人の状態は改善したが、**養育支援訪問はカンフル剂的な施策であり、ずっとは続けられないため、やめるタイミングをどうするか、また相談者本人に何かあった時に、誰がこどもの面倒を見るの**

か等を考える必要があった。支援員は、今の困っている状況を相談者本人の母と兄、夫の両親に話すことを勧めた。**家族の話し合いには支援員も参加**し、こどもの行き場所が定まらない場合は、夫の両親が駆けつけてくれることが決まった。家事は、相談者本人の母と兄が順番でサポートしてくれることになった【**ポイント・専門的助言へ**】。

- 助けを求めてこなかったのを見落とされてきた家庭だった。**支援員を介して相談者本人の困りごとを家族に伝えて**、家族の助けが受けられることになり、自治体の支援は引き上げるようになった。

---

### ◆相談援助で留意すべき点

- ✎ 障害児 2 人を抱えて疲弊していた家庭だったが、夫と死別した母子についてはなかなかアウトリーチができていない現状がある。自治体では長期的なサービス提供ができないため、**身内や身近な人など家庭をサポートできるキーパーソンをどうするかを考える**ことが大事。
- ✎ **障害児を育てる家庭に提供できるサービスの情報を把握**しておくことが重要。

---

### ◆相談・連携した機関や利用した支援制度等

<相談・連携した機関>

障害福祉課、子育て支援課、事業所の相談支援専門員、放課後デイサービスの職員

<利用した支援制度>

養育支援訪問事業、放課後デイサービス

📌 **ポイント・専門的助言**：自治体の支援を長期で利用することが難しい場合、身内や身近な人で一緒に支えてくれるキーパーソンを見つけることが大事です。家族との折り合いが悪い場合は、支援者が調整してサポートすることも重要になります。家族がキーパーソンとなった場合、その家族が相談できる先を紹介しておくことも有効でしょう。



## No.11 日常生活能力に課題があり暮らしを支援したケース

【ケース概要】相談者本人は日常生活能力に課題があり、短時間のパートをしていたが生活困窮の状態だった。こどもが通う保育園からの連絡で、家にゴミが溜まっていることが発覚し、支援員が継続的に関わっている。夫の事故死により公営住宅からの退去命令が出されたため、安心して暮らせる状態をめざして債務整理やゴミの清掃等を支援したほか、転居後も発達障害がある第1子の受診・服薬を支援し見守っている。

**KEYWORD：生活困窮、住まいが不安定、発達障害**

### ◆相談内容・相談者の置かれた環境

- 世帯構成：相談者本人（20代女性）・夫（40代）・第1子（4歳）
- 相談者本人は夫、第1子と3人で暮らしている。親族である夫の両親、相談者本人の父親とは同居していない。
- ある日、保育園から、第1子がお風呂に入っておらず、家の周りにもゴミが散乱しているとの相談があったことで支援を開始した。

### ◆支援プロセス

- こどもが通う保育園からの連絡を受けてケース会議を行った。その後、継続的な見守りをしながら、2-3か月に1回の頻度で支援員が家庭訪問しゴミを持ち帰るようにしていた。
- 保育園の連絡から約半年後、夫が交通事故で亡くなったことをきっかけに、夫の両親がこどもを育てることになった。相談者本人を支援員が、夫の両親を保健師が支援していた。
- しかし、第1子には発達障害があり、途中で夫の両親に育児を任せることが難しくなった。そこで、支援員が一時保護を提案したところ、夫の両親は同意したが、相談者本人は望まなかった。こどもを自分のもとで育てたいという相談者本人の強い希望があったため、支援員が姻族関係終了届を提出する方法を伝えた結果、相談者本人が提出し、夫の両親との関係が解消した。
- 相談者本人は短時間のパートで働いていたが、生活に困窮していて、この時点で家賃や保育料等の滞納が数十万円ほどあり、夫と死別したことで公営住宅からの退去命令も出された。家にはゴミが山積している状況だったため、支援員は、相談者が夫の保険金を活用して清掃業者を手配できるよう取り計らった。ゴミの処理に関して、自治体の支援制度等はなかった。また、残りのお金で滞納していた家賃等の支払いも支援した。
- 相談者本人は日常生活能力に課題があり、連絡が突然途絶えたり、携帯が止まったりすることが頻繁にあった。そのため、**支援員はこどもの保育園や自宅を訪問して関わりが途絶えないように工夫した。**
- その後、相談者本人と第1子は、相談者本人の父親が住む公営住宅に転居したが、転居から約半年後には再び家の周りにゴミが見られるようになったため、支援員が片付けを支援した。ゴミの問題には継続的な支援が必要だったため、当自治体の住宅係から片づけるように声をかけてもらい、支援員は相談者本人に寄り添う形で**役割を決めて対応【ポイント・専門的助言へ】**していった。ケース会議を

通じて役割分担を行った。

- また、発達障害がある第1子が医療機関を受診できるよう支援し、保健師とともに服薬のサポートを始めた。半年の服薬を続け、症状の軽減が見られるようになった。
- さらに、**第1子の症状が落ちついたタイミングで、児童扶養手当や遺族年金の申請**も支援した。この年金に関する手続きや、前述の姻族関係終了届、債務整理等の方法については、支援員が当自治体の戸籍係や法務局等に問い合わせを進めた。金銭的な余裕がなく弁護士は利用できなかった。
- 今後は、第1子の服薬の継続と、相談者本人の医療機関（精神科）の受診を支援し、見守りを継続していく予定である。

## ◆相談援助で留意すべき点

- ✎ ゴミの問題は、**自治体内の関係部署とも役割分担**し、相談者本人に寄り添うことが大切である。相談者本人からすると、支援に関わる人それぞれの役割は見えづらい。相談者本人にとって助けになる情報や嬉しい情報は支援員から伝え、相談者本人にとって得意ではないことや行政側からお願いが必要なことは関係機関から伝える形で分担すると、相談者本人が支援員を頼りやすい。
- ✎ 相談者本人との連絡が途絶える場合は、こどもの学校・保育園や自宅を訪問して**連絡を継続**する。また、何かあったときに**相談者本人が支援員を思い出して連絡できるように**、名刺サイズの紙に連絡先と名前を書いたものを渡すことも有効。家族等がその名刺を見た時のために、自治体名は記載していない。

## ◆相談・連携した機関や利用した支援制度等

<相談・連携した機関>

保健師、児童相談所、警察、保育園、当自治体の住宅係・戸籍係、法務局

<利用した支援制度>

児童扶養手当、遺族年金

♀ **ポイント・専門的助言**：相談者本人にとって、支援員が安心して相談できる存在であることが、関係性の継続につながります。本ケースのように、相談者本人に寄り添う支援員の役割と、相談者本人にとって得意ではないこと（ゴミの片付け等）に働きかける関係機関の役割を分担するのもポイントです。



## No.12 複数の債務がある母を支援したケース

【ケース概要】10年前に離婚し、生活保護を受けながら子ども2人と暮らしている30代女性。発達障害を抱えており、複数の債務がある状態だった。転居歴や支援への拒否感がある相談者本人に対して支援員がなんとか介入し、弁護士とも連絡を取り合いながら状況の改善を試みたケース。

**KEYWORD：生活困窮、貸付金、発達障害**

### ◆相談内容・相談者の置かれた環境

- 世帯構成：相談者本人（30代女性）・第1子（18歳）、第2子（14歳）
- 相談者本人は発達障害を抱えており、10年前に離婚した後は子ども2人と暮らしていた。親族とは連絡が取れなくなっており、民間のアパートに住んでいたが、仕事には就いておらず生活保護を受給していた。
- 過去に貸付を行った母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還が滞っており、支援員が電話連絡をしたことで支援を開始した。

### ◆支援プロセス

- 支援員が話を聞こうとするとはぐらかされてしまい、アドバイスや介入も拒否する姿勢だったため、対話するのが難しかった。相談者本人は、以前当自治体に住んでいた時に貸付を受けたが、その後何度か他自治体で転居をしており、当自治体に再度転入してきたばかりだった。その間の支援が途切れていたため、関係機関からの情報収集も困難な状況であり、他自治体で担当していたケースワーカーへの連絡を試みたものの相談者本人が固く拒否したため断念せざるを得なかった。**支援に直接関係のない話も含めて傾聴し、少しずつ会話の量を増やしていった【ポイント・専門的助言へ】。**
- 話を聞いていくと、相談者本人には金銭管理ができない特性があることが分かった。自身の発達障害のことも認識しておらず、どうして償還が滞る状況になったのか、理解できていない様子だった。電話越しに、届いている封筒の名前を全て読み上げてもらったところ、他にもさまざまな機関から償還や返済を求められており、知人から紹介された弁護士に相談しているということだった。
- 債務について全てを把握することはできなかったが、**支援員が直接関われる部分だけでも介入を試みる**ことにした。第1子、第2子の中学校の入学資金として、母子父子寡婦福祉資金貸付金の就学支度資金を利用しており、第1子は高校生になっていたため償還が始まっていた。償還金の支払猶予手続（子どもが就学している場合に支払いを猶予する）は、本来であれば滞納があった場合は適用していないが、支援員が上席に相談し、特例として申請できるようにした。相談者本人も、負担が軽減されるなら利用したいということだったので、書類の下書き等を支援員が準備して申請し、猶予が決まった。
- ただ、これ以上の介入は困難を極めたため、支援員から担当弁護士に連絡を取ることにした。弁護士曰く、他にもたくさんの債務があり、消費者金融については対処の見通しが立ちそうだということだった。社会福祉協議会からも子どもの名前で貸付を受けていることが判明し、これについては子どもに状況を説明

した上で一緒に債務整理をすべきだと考え、弁護士から話をしてもらうように依頼した。その約半年後、相談者本人の免責許可決定となった（こどもは債務整理の必要はないという結論に至った）。

- 弁護士からの報告を受け、支援員が再び電話をしてみると、第1子が高校を卒業し、アルバイトをしながら自身で就学支度資金の償還をしていることを話してくれた。現在も、今後の生活再建に向けた支援を試みている。

## ◆相談援助で留意すべき点

- ✎ 相談者本人の話をよく聞いてから、一緒に整理するという姿勢が大切。本ケースのように相談者本人がなかなか話をしてくれないときは、相談員としてというより、ひとりの人として、「わからないから教えて欲しい」と率直に聞いてみる。「ここでこんなこと聞いていいのかな」と話すことを躊躇してしまう人もいるため、支援と直接関係のない話も含めて傾聴することが重要である。
- ✎ 支援員から直接の介入が困難な場合は、関係機関や親族、担当弁護士など、別の角度から情報収集や介入ができないか試みる。ケースによっては、学校を通じてこどもと直接話をすることもある。
- ✎ 償還が滞っているケースの相談では、債権管理を行う自治体側と相談者本人の間に立ち、相談者本人の状況にあった解決の手法を考える。例えば仕事を探している場合は仕事が決まるまでは支払を猶予したり、こどもと直接話をして一緒に計画を立てたりするなど、敵対せず寄り添いながら支援していく。

## ◆相談・連携した機関や利用した支援制度等

<利用した支援制度>

母子父子寡婦福祉資金貸付金制度（猶予手続）

♀ポイント・専門的助言：償還が滞っているケースでは、まず支援員と話してくれたこと、会ってくれたことに対する感謝を伝えましょう。滞納理由を聞く前に、生活面で困っていることはないか等を丁寧にヒアリングし、状況によっては分割納付や償還金の支払猶予の選択肢の可能性も踏まえつつ※、必要な支援を検討していくことが重要です。

※分割納付や償還金の支払猶予を提案する場合は、必ず自治体内で運用ルールを確認してから、提案しましょう。

## No.13 精神疾患を抱え、夫と離婚した母を支援したケース

【ケース概要】近所からネグレクトを疑う相談があった家庭で、離婚も考えていることから支援することになったケース。相談者本人は精神疾患を抱えており、夫や周囲ともうまくいかなかった。支援員は相談者本人を知ることから始め、何年も経て信頼関係を構築してサポートを続けている。

**KEYWORD：精神疾患、信頼関係の構築、社会復帰**

### ◆相談内容・相談者の置かれた環境

- 世帯構成：相談者本人（30代女性）、夫（40代）、第1子（2歳）
- 夫は妻の精神的な不安定さに疲弊し、家に寄り付かなくなっていた。離婚はしていないが、ほとんど家に帰ってこない状況が続いていた。相談者本人の病気のため、こどもは保育園を利用していた。
- 相談者本人は、両親が離婚しており、母親に引き取られたが母親の再婚後は叔母に育てられていた。
- 近所からネグレクトを疑う相談があり、当自治体で家庭訪問をすることになった。また、相談者本人から生活保護の相談もあり、その際に、離婚も考えていると話したことから、支援員がかかわることとなった。

### ◆支援プロセス

- 相談者本人は他者とのコミュニケーションが困難だった。夫が帰ってこない状況が続き、夫がコミュニケーションをとっていたこどもの保育園や隣近所とも意思疎通がうまくいかなかった。電話に出られなかったり、朝起きられずこどもが通園できなかつたりすることもあった。
- 支援員が相談を受ける中で、夫から離婚したいという申し出があった。夫とやりとりし、相談開始から数ヶ月で離婚が成立したが、相談者本人の病気で経済的自立が難しく、生活保護を受けることになった。
- 支援員は、相談者本人が**まずは誰か一人に慣れてくれるよう**、生活保護のケースワーカーに同行し、支援員を介してのコミュニケーションを図るようにした。
- 相談者本人には試し行動があり、ケースワーカーが嫌な気持ちになることを言ったり、連絡が取れなくなったりしたが、その度に間に入って声かけを続けた。相手はこういう意図で言ったのではないかなど、**考え方の枠を変えるような“通訳”をするように**して、他者とスムーズにコミュニケーションが取れるように心がけた。トラブルが起こるたびに相談者本人の言い分を聞いて、傾聴を続けた。また、支援の組み立て方としては、**相談者本人のやれることを少しずつ行う**ようにした。
- 支援員は、相談者本人の病気について勉強しケースワーカーと一緒に主治医を訪問して相談者本人の特徴を知り、距離をとりながら本人に信頼されるよう何年もかけた。怒らせたこともあったが、**あくまで支援者であり依存されないということに注意しながら、かかわりを継続し信頼関係を構築**していった【**ポイント・専門的助言へ**】。
- 1-2年は振り回されながらも**相談者本人を知るという支援**だった。簡単な手続きに同行する、保育園の面接に同席する、相談者本人と一緒に外部の人とコミュニケーションをとる等をした。相談者本人が相手の言っていたことがわからないと言った場合は、後から確認するようにした。

- 次第に信頼関係が築かれ、子育ての悩みや近所付き合いの相談を聞くようになった。こんな風に考えてみたら、こんな風にやってみたらどうか、というような支援をさらに次の1-2年で支援した。
- そのようにしていると、**相談者本人も自分の特徴を客観的に見られる**ようになり、どこで自分が感情的になりやすいかを理解できたり、困っていることが言えるようになったりしてきた。本人が元々持っていた力が出てきた。
- その後、相談者本人は関係が悪くなっていた自身の親とのわだかまりも解消し和解した。現在はこどもも小学生になって、お母さん（相談者本人）を支え、落ち着いた生活ができるようになりつつある。相談者本人の自傷行為もまだあるが、頻度が減ってきた。相談者本人が安定的な生活へのコツを掴めてきたので、次の段階として社会復帰のための就労支援事業を進めている。まだ精神科に行ったりいかなかったりがあるが、通院がしっかりでき医師からも意見書がもらえる状態になったら開始できると考えている。

## ◆相談援助で留意すべき点

- ✎ 精神疾患を抱えたケースは、経済的にも困窮しやすく、連絡も途絶えやすいため、**必ず次の約束**をする。また、**依存されないよう一定の距離を保って、信頼関係を築く**ことが大事である。自己肯定感が低い場合は、どんなことなら相談者本人ができ、**成功体験を積めるか**考えながら支援することが重要。
- ✎ **相談者本人の生い立ちや、どのような気持ちで10代を過ごし、結婚生活を送ってきたのか**などを知ること適切な支援をするためには必要であると感じる。
- ✎ 寄り添うためには、研修を通じて自分のコミュニケーションの特徴を知ることが役立つ。経験を重ねて瞬時に説明できるようになると、解決を急いで知識を並べ、相手の気持ちを置いてきぼりにしてしまうこともある。**知識や経験の押し付けになっていないか、よく話を聞いているか内省する姿勢**が大切。
- ✎ 支援者の認識として、親切を提供しているわけではなく、**相談援助技術や面談スキルを持って、多岐にわたる相談にあたっているという認識**は欠かせない。支援者の人柄に頼るのではなく、勉強して技術を身につけて対価をもらってこの仕事をしているということは大前提である。そうしたスキルは、研修を通じて研鑽を積んでいくものであり、そのためには**職場の理解や後押しが必要**。
- ✎ また、今回のケースのように長期にわたる相談や信頼関係構築を必要とするケースも多く、スキルや知識を身につけた支援員が2-3年で雇い止めにならないような**体制を考える必要**がある。

## ◆相談・連携した機関や利用した支援制度等

### <相談・連携した機関>

当自治体の生活保護担当部署、病院、児童相談所

### <利用した支援制度>

ショートステイ、生活保護、自立支援医療受給者証、障害者手帳

♀ **ポイント・専門的助言**：依存されないよう一定の距離を保ちつつ、少しずつ信頼関係を築くことが重要です。相談者本人ができることを見つけ、どう成功体験を積んでいくことができるかを考えながら支援すると良いでしょう。関係構築に時間を要するケースがあるため、支援機関の体制の検討も必要です。



## No.14 精神疾患がある母と、子どもを支援したケース

**【ケース概要】**相談者本人の精神疾患による入院で2人の子どもが一時保護・施設入所した。相談者本人の退院と子どもの家庭復帰を経てからも、支援員が継続的にケース会議や家事援助の導入などを通じて支援している。特に、自閉症スペクトラム障害を抱える第1子と、家庭復帰後に不登校・希死念慮が見られるようになった第2子に対しては、学校卒業を見据えて、関係機関と役割分担をしながら丁寧に支援している。

**KEYWORD：精神疾患、発達障害、不登校、家事援助、生活困窮**

### ◆相談内容・相談者の置かれた環境

- 世帯構成：相談者本人（30代女性）、第1子（13歳）、第2子（9歳）
- 相談者本人は6年前に離婚し精神疾患がある。通院しながら、近所に暮らす相談者本人の母親の力を借りて子育てをしていたが、精神疾患の悪化を機に、「子育てがうまくできない」と支援員の元に相談に訪れた。なお、支援過程で第1子には自閉症スペクトラム障害があることが分かった。

### ◆支援プロセス

- 支援員が継続的に相談に応じていたなかで、相談者本人の自殺未遂があり、医療機関（精神科）に入院することになったため、子ども2人は一時保護となった。相談者本人が4ヶ月ほどで退院し、子どもは家庭復帰したが、相談者本人の体調に波があり、相談者本人の母親が生活をサポートしていた。また、退院後、相談者本人の就労が難しくなったことから、支援員が生活保護を受給するよう支援した。
- その後も相談者本人に就労の意思はあり、支援員が短時間のパートの仕事等を紹介したが、前述の退院から約半年後には再度入院することとなった。子ども2人は再び一時保護となり、その後児童養護施設に入所した。
- 施設入所から1年が経った頃、第2子から母の元に戻りたい旨の申し出があり、第2子のみが家庭復帰となった。その際、支援員は、相談者本人が精神科への通院と服薬を続けることと、**何か困ったことがあったときは支援員のところに来ることを相談者本人と約束【ポイント・専門的助言へ】**した。第2子は自宅近くの小学校に転入したが、相談者本人が服薬の影響で朝に起床できないこと、家庭復帰した直後で地域に第2子の友人がいなかったこと等が影響し、不登校となった。
- さらに第2子の家庭復帰から3ヶ月後、高校生となった第1子も家庭復帰することになった。それに伴い、児童相談所・児童養護施設・市町村・相談支援事業所と**相談者本人、第1子を交えてケース会議を実施し、第1子の退所の意思や退所後の支援の在り方を確認**した。また、第1子の家庭復帰を機に、母親を独り占めできなくなった第2子が情緒不安定となり、希死念慮なども見られるようになったため、医療機関（小児精神科）に通院するよう支援した。
- こうした出来事に伴って相談者本人の体調も悪化し、相談者本人から、支援員の元に「家事ができなくなった」と相談があった。支援員と相談支援事業所の職員と一緒に自宅を訪問したところ、掃除・ゴミ出し・洗濯が難しい状況だったため、家事援助（週1～）を導入した。また、第1子の高校も交えてケ

ース会議を開き、週 1 回**必ず関係機関の誰かが訪問し安否確認できる体制**をつくった。なお、ケース会議にかかる連絡調整は支援員が実施するようにした。

- 第 1 子は自閉症スペクトラム障害のため自力での通学が難しく、支援員が高校に働きかけてバス通学ができるように調整したり、学校内で方向が分からなくならないように案内を掲示したりする工夫をした。これにより学校への送迎をする必要がなくなり、**相談者本人の負担を減らす**ことができた。
- 現在は、この家庭を支援員がサポートするとともに要保護児童対策地域協議会で見守る体制を採っている。具体的には第 1 子の高校卒業後の福祉的就労に向けて療育手帳や障害者手帳の取得を支援しながら、相談支援事業所とともに定期的な家庭訪問を行い、第 2 子とも関わりを継続している。第 2 子は、引きこもりの状態にあり他者との関わりを絶っている状況だが、支援員とは対話ができる信頼関係を築いている。
- 本ケースでは、地域に社会的資源が少なかったため、不登校のサポートは難しかったが、関係機関と協力して体制づくりを行ったこと、家事援助を導入したこと、こどもへの支援を丁寧に実施したことが相談者本人の安定につながった。また、本ケースで第 2 子との**信頼関係を構築する鍵となったのは、共通の話題を持つ**ことだった。支援員は、第 2 子が好きなゲームのことを事前に調べ、訪問時にはその話をすることで心を開いてくれた。

#### ◆相談援助で留意すべき点

- ✎ 相談においては**相談者本人に寄り添うこと**が大切である。本ケースでは、相談当初、育児がうまくできないことを相談者本人が自責していたが、否定も肯定もしないという姿勢で話を受け止めた。
- ✎ **確実でない情報は伝えない**ようにする。相談で迷ったときは、調べて後日回答するとし、後日**相談者本人に連絡を欠かさない**ことに留意する。
- ✎ 相談者本人の精神疾患やこどもの障害の状況、活用できる社会資源などを勘案し、**必要なサポートを見極める**ことが重要である。この家庭が困った時に、関係機関の**誰かしらに相談できる体制**を作っておくことも心がける。

#### ◆相談・連携した機関や利用した支援制度等

<相談・連携した機関>

市町村、相談支援事業所、児童相談所、児童養護施設、医療機関、高校、小学校、  
スクールソーシャルワーカー、教育委員会

<利用した支援制度>

家事援助、生活保護、特別児童扶養手当

♀ **ポイント・専門的助言**：相談者本人と信頼関係を築きながら、抱えている心配事を一つずつ解決につなげて負担を減らしていくイメージを持ちましょう。精神疾患のケースでは、相談者本人に過度な期待を与えすぎないこと、相談者本人が支援員に依存しすぎないようにすることに留意し、対等な関係性を心がけるのがポイントです。

## No.15 学校での困難や資格取得・就職を支援したケース

**【ケース概要】**30代女性で離婚後実家に戻って通学をしながら看護師を目指していた相談者。元夫とのトラブルや実家での介護の問題、学校での職員からの不当な評価など度重なる困難を乗り越えて卒業・就職できるように、都度相談者に寄り添ったコミュニケーションを心がけ支援を行った。

**KEYWORD：資格取得、就職、親子交流**

### ◆相談内容・相談者の置かれた環境

- 世帯構成：相談者本人（30代女性）、第1子（5歳）、母親（70代）、父親（70代）
- 児童扶養手当などの申請に訪れたことで相談が開始した。
- 離婚後は実家に戻り、看護師の資格が取れる専門学校に入学するため、予備校に通っている状態だったが、実家の高齢の両親のうち、母親には認知症の初期段階である暴力・暴言が見られ、子どもと一緒に生活を継続することに不安があった。
- 離婚時は、元夫とは月に一度の親子交流の取り決めを交わしていたが、面会方法についてコロナ禍でも実地面会を希望するなど、対応に苦慮するところがあった。ついには夫が裁判所に申し出て履行勧告まで出されたため、その不安を支援員に相談した。

### ◆支援プロセス

- 初回の相談対応にて、通っていた予備校から専門学校への入学が決まったタイミングで、母子・父子自立支援プログラム策定を実施。母子家庭等高等職業訓練促進給付金を受給しながら、資格取得・就職を経て自立することを目標とした。
- 実家の環境については、母親が暴力的になったときなどは、子どもを現場から離してあげるように、と**物理的な距離を取るようにアドバイス**した。その後就職により経済的余裕が生まれたため、実家を出てこどもとのアパート暮らしに移行した。
- 専門学校に通っている最中、本来であれば欠席した授業は補講を受けることで出席扱いとなるが、相談者本人が補講に出席しても出席点に加算されないといった不当な扱いが続いた。このままだと留年すると危機感を覚えた相談者本人は、支援員のもとへ相談に来所。**校長先生に掛け合うようにアドバイス**したところ、学校の調査委員会からハラスメントが認められたと相談者本人から報告があり、無事卒業できた。
- そのころ元夫からの親子交流に関する履行勧告や調停が重なり、精神的に不安定な状態に陥り、受験勉強に集中できず就職は決まっていたが国家試験に落ちてしまう。卒業後、内定先で資格不問の職種でのアルバイトとして雇用してもらえることになったが、早々に職場での人間関係のトラブルから退職を余儀なくされた。
- その後、ハローワークに通い、別の職場に転職して短時間勤務の仕事をしながら国家試験の勉強を継続した。その甲斐あって、国家試験に合格し、希望の病院に正社員として就職することができた。



- 親子交流については弁護士による法律相談と、養育費の法律相談の2種類を利用していた。特に、DV加害者である元夫と子どもの親子交流には不安が大きかったが、法律相談の末、監護親の影響を受けずに子どもが自分の意見をしっかりと述べる場合、親子交流を拒否することができることと知り安心した様子だった。

---

### ◆相談援助で留意すべき点

- ✎ 初回の接触は必ずしも相談ではなく、むしろひとり親に関する諸手続きを目的に来所するケースがほとんどである。そこから様々な支援メニューの紹介を通じて、**相談者本人の困り事を聞き取れるように心がける【ポイント・専門的助言へ】**。
- ✎ 親子交流を認めることが「子どもの福祉」に合致しないと裁判官が判断した場合、親子交流が認められないこともある。そのため、子どもがある程度の年齢に達している場合（特に15歳以上の場合）や監護親の影響を受けずに、子どもが自分の意見をしっかりと述べる場合は、その意見を聞くようにする、といった**親子交流に関する法的なアドバイスは相談者本人が専門家に直接聞けるよう繋げることが大切である**。

---

### ◆相談・連携した機関や利用した支援制度等

#### <利用した支援制度>

母子・父子自立支援プログラム策定事業、母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業、弁護士による法律相談、養育費の法律相談

♀ **ポイント・専門的助言**：離婚を考える方や離婚が成立した方に対しては、思いや権利を尊重しながら、適切な支援や情報提供を通じて、心配事があった時に安心して頼れる存在であることが大切です。

## No.16 制度を活用して、こどもの進学を支援したケース

【ケース概要】3人のこどもを育てている40代女性。それぞれのこどもの進学について相談があり、様々な支援制度をリレー方式で組み合わせて活用することを提案した。相談者本人は仕事で忙しく負担にならないように、利用できる支援制度を選んで調整し、こどもが自立できるようになることを目指して支援を組み立てた。

**KEYWORD：こどもの進学、貸付金、修学支援**

### ◆相談内容・相談者の置かれた環境

- 世帯構成：相談者本人（40代女性）、第1子（18歳）、第2子（15歳）、第3子（12歳）、母親（60代）
- 相談者本人は40代前半の女性で、高校生から小学生の3人のこどもと、母親と暮らしている。10年ほど前に離婚した際に、生活費と就労（転職）についての相談で来所したことがある方だった。就労相談の際に、将来的に必要な可能性が高いと考え、母子父子寡婦福祉資金の貸付金制度についても説明した。当時はこどもが小さかったため、働ける時間の制約もあり、安定した職に就くことがなかなかできなかったが、その後、資格を活かして就職し、家族で生活していた。
- 第1子が高校3年生の時に、短大の進学希望があり、以前説明した母子父子寡婦福祉資金の貸付が利用できないかと相談にきた。

### ◆支援プロセス

- 貸付金制度について、相談者本人も事前に情報収集しており、こどもが進学したときにどれくらいお金がかかるかも調べてきていたが、どうお金を工面したらいいかと相談したい様子だった。第2子以降の**進学のタイミングも含めて、どの時期にどんな資金を受けられる可能性があるかについて説明【ポイント・専門的助言へ】**していった。
- 第1子は、短大に進学の希望があり、就学のため「母子父子寡婦福祉資金」の就学支度資金、修学資金を申請した。同時に、「介護福祉士修学資金」の貸付を予約し、入学後に返済不要の「高等教育の修学支援新制度」を申請した。「母子父子寡婦福祉資金」は限度額が低いですが、手元に資金が届くのは早いため、先に活用して入学金を工面した。これらを**リレー方式で組み合わせた就学計画**にて第1子の支援を行った。後日、新制度の授業料減免を受けて「母子父子寡婦福祉資金」の修学資金を辞退した。
- 加えて、元夫に対して、養育費について短大就学経費のための加算を求めて調停を申し立てることとした。こどもが20歳まで、ひとり月25,000円の養育費で調定を合意しており、定期的に振り込みがあったが、こどもたちの高等教育費用を賄うために必要になったためである。養育費増額を申し立てたが、事実が発生しないと加算できないとのことで、第1子の短大就学の事実だけ増額合意となり、第2子以降は高等教育就学の事実を下に、その都度調定を申し立てることとなった。しかし、その後増額分の養育費の振込はなかった。

- 第2子は、高校卒業後に四年制大学に進学を希望。「母子父子寡婦福祉資金」、「高等教育の修学支援新制度」を利用した。第1子が、第2子の進学する大学のある住所地に就職をすることとし、二人暮らしをすることとなった。
- 第2子の就学の相談を受ける過程で、第3子が特別学級にいるということを初めて聞いた。相談者がなかなか話したがらず、把握できていなかった。第3子のことを考えると、20歳までの養育費では足りないのではないかということになり、第2子が進学することになったタイミングで、再度調停を提案したが、相談者本人は調停をしたくないとのことだった。
- 第3子の状況を聞き、**特別児童扶養手当の対象になるのではないかと思います提案**すると、相談者本人も気になっていたものの、誰からも教えてもらう機会もなく、相談ができないでいたとのことだった。毎日の忙しさの中で、仕事で手一杯であり、学校でも他の親との交流もなく情報が入ってこない様子だった。
- 第3子が中学3年生の秋に、進学について相談したいと連絡があったが、なかなか来所できず高校合格後の面談となった。そのときに初めて第3子と顔を合わせたが、通学の継続が難しいのではないかと心配になった。合格後ということもあり、悩みながらも就職の支援にも手厚い養護学校の進学を提案したが、こどもの意向を尊重したいとのことで、私立高校に進学したいとの回答だった。また、以前にも障害者手帳を取ることを助言していたが、取得していなかった。**今後、ハローワークの援助部門での就労支援、障害者の就業支援の対象になると考えられる**ため、再度取得を勧めて、手続きを開始した。
- 相談者本人は、こどもの卒業式の写真をとても大事にしており、その嬉しさを、元夫とも分かち合いたいと思ったのか、写真を送りたいと思いつつ、持ち歩いていた。躊躇いもあって送れずにいるという葛藤を支援員に話してくれたため、感謝の一言とともに勇気を出して送るといい、と**背中を押した**。寄り添っていたからこそ、本人の中で葛藤している気持ちを話してくれたのだと感じた。

## ◆相談援助で留意すべき点

- ✎ 相談者本人は、仕事で手一杯ながらも、こどものことにも時間を取りたい気持ちがあり、その時間が取れないことにストレスを感じていたため、**負担が増えないよう、相談者本人に合う支援制度を選んで紹介**するように心がける。
- ✎ こどもが複数いる場合、それぞれの状況を把握することは難しいが、**支援のタイミングを逃さない**ように、可能な限り状況を掴むようにする。**あらかじめ情報提供しておく**ことも重要である。
- ✎ 生活困窮が連鎖しないよう、**こどもの幸せと自立を目指す**ことが大切。

## ◆相談・連携した機関や利用した支援制度等

### <利用した支援制度>

母子・父子自立支援プログラム策定事業、母子父子寡婦福祉資金、介護福祉士修学資金、高等教育の修学支援新制度

📌 **ポイント・専門的助言**：相談者本人に余裕がない場合、時間的・心理的負担が増えないように合う制度を選んで紹介することを心がけましょう。支援のタイミングを逃さないよう留意することも大切です。

## No.17 こどもの大学進学のため、養育費の請求をしたケース

【ケース概要】8年前に離婚し、子ども2人と暮らしている30代の女性。1年前から仕事に就いておらず生活困窮の状況で、生活保護を受けていた。第1子の大学進学にあたり、入寮の初期費用を工面するため、奨学金や、未払いとなっていた養育費の強制執行手続きを支援した。

**KEYWORD：生活困窮、養育費、こどもの学費、奨学金**

### ◆相談内容・相談者の置かれた環境

- 世帯構成：相談者本人（30代女性）・第1子（18歳）・第2子（14歳）
- 相談者本人は8年前に離婚。パートの仕事をしながら子ども2人とアパートで暮らしていたが、職場の業績悪化でシフトを減らされたり、相談者本人の体調不良が重なったりして退職を余儀なくされ、1年前から無職の状況だった。
- 頼れる親族はおらず、経済的に困窮している状況だったため、生活保護を受給していた。生活保護の担当部署から、第1子の学費のことで相談に乗ってほしいとケース紹介があり、支援を開始した。

### ◆支援プロセス

- 第1子は高校3年生で、デザイナーになるという夢があり、服飾系の大学をめざして受験勉強をしていた。相談者本人も子どもの夢を叶えてあげたいと思って応援していたが、遠方にある大学のため、入学する場合は寮に入る必要があり、入寮の初期費用として約40万円が必要な状況だった。
- 支援員は母子父子寡婦福祉資金や国の教育ローン、社会福祉協議会の奨学金も検討したが、入寮費は対象にならなかったり、仕事をしていない親は対象にならなかったりしたことから、申請は通らなかった。唯一、日本学生支援機構の奨学金が申請可能だったが、相談に訪れた時には本来の予約の時期を過ぎており、今から申請しても入学までに間に合わないおそれがあった。
- さらに、相談者本人は8年前に離婚をした際、養育費について調停で取り決めをしていたが、一度も支払われていなかった。裁判をすることになったが、なかなか決着せず、元夫は結婚していた時に家族で暮らしていた家のローンを毎月支払っていること、経営している会社の収支が赤字であること等を理由に養育費の支払いを拒んだ。離婚から時間が経っていたこともあり、相談者本人は「家を子どもに財産として残せるなら」と思ってその事情を受け入れていた。しかし、このような事情が事実かどうかはわからなかったため、相談者本人に「一緒に頑張ろうね」と声をかけた。
- 担当弁護士に改めて相談したところ、住宅ローンは財産分与の手続きで清算されていたため存在せず、養育費を支払わない理由にはならないということだった。また、元夫には土地・建物等の財産や遺産等もあることがわかった。子どもからも「養育費を支払ってもらいたい」という強い希望があったため、その後強制執行の手続きを行った結果、これまで**受け取っていなかった分も含めて養育費を受け取れることになった**。これで入寮の初期費用を賄うことができた。
- なお、令和元年の民事執行法の改正により、債務者以外の第三者からの情報取得手続きが新設さ

れ、債権者が申立てを行えば、裁判所が銀行等の金融機関（預貯金債権や上場株式、国債等）、登記所（土地・建物）、市町村・日本年金機構等（給与債権）から情報を取得できるようになった。今回の強制執行にあたっては、この**手続きを活用したことで、元夫の財産の把握につながった【ポイント・専門的助言へ】**。

- 強制執行の手続きの途中で、相談者本人は、「養育費を取得すると、それが収入認定されてしまい、生活保護を受けられなくなるのではないかと支援員に不安を打ち明けていた。そこで、**支援員が生活保護担当部署の職員に、これまで養育費を受け取っていなかった経緯や、今回養育費が必要になった目的を丁寧に説明**した。結果として収入認定はなされず、生活保護を継続して受給できるようになった。相談者本人は当時、精神的に疲弊していたが、それを聞いてほっと安心したようだった。
- その後、日本学生支援機構の奨学金で授業料の減免を受けることや、第1子がアルバイトをすること等、入学後のお金のやりくりの計画を立てた。第1子は晴れて大学に入学し、現在は生活保護担当部署の職員と共に相談者本人の生活再建と、第2子の高校入学の準備に向けて支援を続けている。

## ◆相談援助で留意すべき点

- ✎ こどもの学費の相談は、入学金・授業料・寮費・受験にかかる飛行機代等の交通費（遠方の学校の場合）等、**どのお金が足りないのかによって用いる手段が変わるため、必要な部分を整理**することが大切。足りない金額や、奨学金が受けられる場合の支給時期などを時系列で**表に整理**し、相談者本人に見せながら相談に応じることも有効である。
- ✎ 学費のことや、相談者本人から質問されたことで、学校のWEBサイトを読んでも分からないことは、相談者本人の了承を得て支援員が電話で学校に問い合わせることも工夫のひとつ。支援員が直接話すことで、自治体の支援を受けていることが学校側に伝わり、信頼を得やすくなることもある。また、各種奨学金には申請の締切があるので、**可能な限り時間に余裕を持って相談に応じる**ことが大切である。
- ✎ 未払いとなっている養育費を請求すると、それが収入認定され、生活保護を受けられなくなると考える人もいる。しかし、まずは生活保護の担当部署に「なぜ養育費が必要なのか」という**目的をきちんと説明**することが重要である。本事例とは別のひとり親の方が、学費のために500円玉貯金を続けていたケースで、こどもの進学に必要な学費をケースワーカーに説明し、同様に収入認定されなかった事例もある。

## ◆相談・連携した機関や利用した支援制度等

<相談・連携した機関>

当自治体の生活保護担当部署

<利用した支援制度>

日本学生支援機構の奨学金

**ポイント・専門的助言**：養育費に関わるケースでは、弁護士等の専門職と連携することも多いですが、支援の見通しを立てたり、適切に助言したりするために、支援員自身が日頃から法律の知識を身につけておくことも重要です。



---

令和5（2023）年度こども家庭庁  
子ども・子育て支援等推進調査研究事業

ひとり親家庭支援における相談対応事例集の作成 成果物  
令和6（2024）年3月

株式会社 HITOTOWA  
HITOTOWA こども総研

---

